

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第31号 発行日 平成29年3月10日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

宮崎 正行

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、3年後には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになり景気の回復が期待されるところですが、オリンピック関連産業の業務増大による労働時間の増加や労働災害の増加が懸念されるところです。

このような中、当署における今年の重点とする取組についてご紹介させていただきます。

「働き方改革」が政府の最重要課題の一つとして位置づけられ、国を挙げて取り組むこととしており、また仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を目指している中で、今なお過労死等が後を絶たない状況にあり、脳・心臓疾患や精神疾患による労災請求が高い水準で推移していることから、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策を最重点として取り組みます。

次に、平成25年を初年度とする第12次労働災害防止計画も今年が最終年となり、平成29年の休業4日以上労働災害を520件以下と

することを目標に4年間計画を推進してきたところですが、4年目（平成28年）における労働災害の発生件数が600件を超えることが確実で、計画の目標達成が厳しい状況です。引き続き、労働災害多発業種を重点に取組を強化してまいります。

その他、平成27年12月に施行されたストレスチェック制度の履行確保や無期転換ルールへの定着に向けた周知広報等様々な施策を行ってまいりますが、渋谷労働基準監督署は、全国的にも忙しい監督署の1つであり、労働基準行政を推進していくためには、行政だけではなく皆様方の協力が不可欠であります。渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会会員の皆様には、これらの取り組みに御理解をいただき、御協力いただきますようお願いいたします。

末筆となりましたが、貴会のますますのご発展と会員各社のご繁栄を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
経営管理本部
シニアマネージャ

樋田 薫

当研究会も1983年の設立以来、本年度34年を迎えることができました。

長きにわたり研究会活動を続けられるのも、ひとえに渋谷労働基準監督署様の適切なご指導と、会員各社の変わらないご支援ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

昨年、当研究会は2回の研究会を開催し、中央情報処理産業労務研究会様にも引き続き参加していただいております。まず平成28年5月に成立した改正確定拠出年金法について、変更ポイントを具体的な事例に沿って勉強する研究会を開催致しました。このことは今後、企業年金の普及拡大や、働き方の多様化によるポータビリティなど、公的年金制度に大きく関わる可能性を理解することができました。

次の研究会は、東京労働局／中央・三田・品川・渋谷・新宿の各労働基準監督署様、東京産業保健総合支援センター様、中央情

報処理産業労務研究会・当研究会の各研究会による共同主催で、平成29年1月に開催されました。テーマは「過労死等の防止に取り組む企業のためのセミナー」です。最近、過労死とその大きな要因となる長時間労働やメンタル不調に関する様々な事件、話題が世間を賑わせています。この問題は行政からの指導、企業の努力等様々な観点から考察することが必要です。今回この過労死等について、行政、産業保健、企業、研究会のそれぞれの立場からの研究発表は大変に意義深いものでした。中央情報処理産業労務研究会様からは、会員会社に長時間労働対策についてアンケート調査を実施し、その分析結果を報告していただきました。

本年も当研究会は人事労務問題を中心に研究会を開催してまいります。またテーマによっては今回の経験を活かし、各機関の協力を得て、共同開催による研究会の実施も検討していく所存です。渋谷労働基準監督署様のご指導のもと、今後とも皆様方のご支援ご協力のほどよろしくお願いします。

最後になりましたが、本年度も会員各企業様が一層のご発展を遂げられます事を祈念いたします。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

江口 正太

貴会が発足して34年の間に雇用環境は大きく変わり、皆様のご苦勞も多々あったものとお察しします。そのような中、会員の皆様に

おかれましては兼ねてより労働行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

私たちはIT産業の発展のおかげでパソコンやスマートフォンなどの電子機器により34年前と比べて格段に容易に情報を発信し、また入手することができるようになりました。このことは、会員の皆様方を始めとするIT産業の事業主とそこで就労する労働者の努力の賜物であり、重ねて感謝申し上げます。

さて、昨今は容易に情報を発信し、また

入手することができるようになった一方で、直接顔をつき合わせて会話をする機会が減り、五感や六感から得られる情報が少なくなっているように感じます。

いつの時代になっても人間は変わらない生き物だと思います。

良い雇用環境を築くためには、人と人のコミュニケーションが不可欠であり、コミュニケーションをとおして職場で生じている問題を共有していくことが問題解決の糸口になるかと思っています。

労働基準監督署においては、労働関係法令等を周知するとともに、それらの法令を遵守するよう監督指導しておりますが、やはり肝要なのは、コミュニケーションを通して事業主や労働者の方々に労働行政の活動にご理解とご協力をいただくことにあると思います。

昨今問題となっています「働きすぎ」による健康障害の問題についても、関係者がコミュニケーションをとることにより解決を図っていかねばなりません。

当署におきましても、貴会とより一層のコミュニケーションを図り、貴会における労務管理の一助になるべく、来年度も取り組んでまいります。

IT産業における長時間労働の問題については、本年度同様、当署は他の労働基準監督署とも連携して活動を行っていくこととしていますので、引き続き貴会のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

会員の皆様とお会いする機会が少なかったのが残念ではありますが、最後に会員の皆様のご健勝を祈念いたし、挨拶とさせていただきます。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

渋谷労働基準監督署管内の渋谷区と世田谷区にはご承知のとおり数多くのIT企業があります。

IT企業を含めた情報通信業においては、他の業種と比較して、年間総労働時間が長く、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い産業となっています。

[週60時間以上の雇用者の割合]		[年間総実労働時間]	
情報通信業	: 9.2%	情報通信業	: 1,955時間
全産業	: 8.2%	全産業	: 1,732時間

長時間労働の要因のひとつとして、受発注の仕組みやITエンジニアの業務特性によるところが挙げられます。情報システムの開発プロセスは多くのITエンジニアがシステム設計、プログラム作成、テストに従事し、いずれも長時間労働の要因には関係者とのコミュニケーション不足があり、長時間労働を解決するには、プロジェクトマネジメントと労務管理を総合的に行っていくことが鍵となっていくものと考えられます。

会員の皆様におかれましても、長時間労働の問題に悩んでおられることかとお察し致しますが何卒、長時間労働の解消と長時間労働による健康障害防止に向けてより一層の取り組みをお願いいたします。

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて (平成 29 年 1 月 20 日策定)

平成 29 年 1 月 20 日に労働時間の把握に関するガイドラインが策定されました。

かねてより厚生労働省では「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(通達)により事業主が労働時間の把握を行わなければならないことについて示していましたが、労働時間の把握において未だに多くの問題が認められる現状があることから、この度、改めてガイドラインにより示されることとなりました。

まず、ガイドラインの冒頭では、労働時間を労働者の自己申告によって把握する自己申告制度を採用している場合に、不適切な運用により、36 協定違反や割増賃金の不払いといった問題が生じているなど、事業主が適切に労働時間を管理していない現状があることを挙げています。

ガイドラインにはありませんが、自己申告制度における不適切な運用例として、

- × 上司が部下に対して長時間労働が発覚しないよう過少申告させる
- × 上司が残業を承認せず、部下の残業を黙認する
- × 労働者自身が事後にまとめて曖昧な記憶により申告する
- × 自己申告された労働時間の記録を改ざんする

ことが挙げられます。

ガイドラインでは、原則として、始業・終業時刻の確認と記録の方法を

- 使用者が自ら現認して記録する方法
- タイムカード、ＩＤカード、ＰＣの使用時間の記録等の客観的な方法

としています。

自己申告制度を採用している場合において、まず、それらの方法を採用することが出来るのであれば、それらの方法によって始業・終業時刻を確認して記録を取ることを検討しなければなりません。

例えば、取引先で常駐作業を行う場合において、使用者が常駐先に不在で、タイムカードなどを備え付けることができず、ＰＣも貸与されたものであるような状況であれば、自己申告によらざるを得ないと考えられます。

ガイドラインでは、自己申告制度の場合、次のことなどを行うよう示しています。

- ※時間管理される者と時間管理する者に対して適正な運用について十分な説明を行うこと
- ※自己申告された時間が実態と合致しているかについて、必要に応じて実態調査を行い、実態と合致する労働時間に補正をすること
- ※残業理由書などを提出させている場合には、その理由が真実であるかを確認すること

36 協定の運用については、現場の慣習で 36 協定を遵守しているように記録されていないかについても確認することをガイドラインでは示していますが、以下の点にご留意ください。

⇒ ガイドラインについては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

ストレスチェック実施後の対応について

【ストレスチェック（安衛法66条の10）】

労働安全衛生法の改正により、平成27年12月からストレスチェック（法律上は「心理的な負担の程度を把握するための検査」といいます。）の実施が労働者数50名以上の事業場に義務付けられ、施行から1年が経過しました。

目には見えづらく、また一度発症すると長期化する傾向にある心の病気は、未然に防ぐための対策が重要になります。しかし、メンタルヘルスの専門的知識を持たない者にとって、病気の前兆を把握することは非常に困難といえるでしょう。その意味で、医師等の専門家が実施する（安衛則52条の10）ストレスチェックは有意義であり、対策の助けになります。

ところで、実施したストレスチェック結果について、有効活用されているのでしょうか？ストレスチェックの結果で高ストレスと判断されました、で止まってしまっただけでは、せっかく時間とコストをかけたストレスチェックの意義が十分に果たされません。高ストレスと判断された者にどう対応するかというところが肝要です。

労働安全衛生法は、①高ストレス状態と判断され、②医師による面接指導が必要であると、検査を実施した医師等が認めた者について、③その者から医師による面接指導を受けることを希望する旨の申出があったとき、当該労働者に医師による面接指導を行わなければならないと規定しています（同法第66条の10第3項）。そして、面接指導の結果、面接を行った医師から就業上の措置が必要だと意見が出された場合で、事業者が必要と認めるときには、就業場所の変更・作業の転換・労働時間の短縮・深夜業の回数の減少などの措置を検討・決定することが求められています（同条第6項）。

「面接指導の申出」という手続をすることは自分の評価に影響を与えるのではないかと、医師による面談など大げさだ、などの理由で二の足を踏む労働者もいることが予想されます。法律によって義務付けられているのは「申出があった場合には面接指導を行わなければならない」ということですが、もう一步踏み込み、面接指導の申出という正式な手続き以外でも、日常的な活動の中での産業医による相談対応のほか、気軽に保健師や看護師、カウンセラーなどの専門家に相談できる窓口を用意するなど、高ストレス者が放置されないような取り組みができれば、ストレスチェックの実効性はより向上すると思われます。

去る1月23日、30日に行われたIT企業対象のセミナーで精神科医の先生にお話いただいた中にも、「職場は病院やリハビリ施設でもなく、職場関係者は原則としてメンタルヘルスの専門的知識を持たない者であること、また職場では“欠勤や遅刻が目立つ”、“周囲とのトラブルが増加する”、“仕事の能率が落ちる”などの“事例”を把握することにとどめ、うつ病や統合失調症などの“疾病”の判断は専門家である医師にゆだねること。」といった内容がありました。餅は餅屋、メンタルヘルスのことは専門家に委ねるのが一番でしょう。

法律で義務付けられたストレスチェックですが、「ただ義務だからやる」ではなく、専門家の意見取得が法律で認められていることを存分に活用して、より効率的なものとしていただけることを願っております。

会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 東京都港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 東京都渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
☆ (株)コア	〒154-8552 東京都世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-3-1 渋谷金王ビル	TEL.03-5469-6022
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
(株)セントラル情報センター	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
(株)第一コンピューター	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
(株)TSP	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	TEL.03-6730-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 東京都品川区西五反田3-12-13 TKKビル 3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-1319 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682

会員会社一覧表（２）

会社名	住所	TEL/FAX
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 東京都渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックシステムズ	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
リンク情報システム(株)	〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3463-3611

☆は幹事会社

2016年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第34回定期総会 2. 特別講演 「日本最大 関ヶ原の戦い。だがそこには重大な秘密があった」 ～400年の歴史を駆け抜ける謎解きレクチャ～ 徳川宗家19代目 徳川 家広 氏	3月
研究会	第98回研究会 (1) 労働基準監督署からのお知らせ 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 江口 正太 氏 (2) 「企業年金を取巻く環境変化とDC法改正(ケーススタディー)」 第一生命保険株式会社 団体年金事業部 副部長 玉置 忠博 氏	7月
	第99回研究会 (共同開催*) 「過労死等の防止に取り組む企業のためのセミナー」 (1) 業務時間削減に向けた取組のご紹介 株式会社野村総合研究所 人事部職員課長 吉田 浩雄 氏 (2) 過労死等の防止に向けて企業が取り組むべき事項について 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 江口 正太 氏 (3) 特別講演「精神科医から見た過労死等防止対策」 東京産業保健総合支援センター相談員 精神科医 大西 守 氏 *東京労働局／中央・三田・品川・渋谷・新宿労働基準監督署／ 東京産業保健総合支援センター／中央情報処理産業労務研究会 渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会	1月

■中央情報処理産業労務研究会との交流セミナー

4月「これからの働き方と企業の取り組み」

10月「やさしさの勘違い 女性が活躍しない理由」

2017年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第35回定期総会	3月
研究会	第100回研究会 「労働基準法・労働安全衛生法から読み解く『過重労働』」(案) ～法からみた『過重労働』、人事担当者は何をすべき？	6月
	第101回研究会 「間もなくはじまる!無期雇用転換に向けて」(案) ～「無期」雇用契約社員の制度策定における実務	9月
	第102回研究会 「人事担当者がおさえておくべき、年金制度」(案) ～人事担当者が押さえておくべき、健康保険・年金制度	12月



研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

担当 : ㈱ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ